

令和7年9月16日

## 健康保険証が交付されている方の資格確認書について

健康保険証の新規発行については令和6年12月2日に終了し、医療機関等の受診はマイナ保険証（健康保険証利用登録したマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行しています。

**現在お持ちの健康保険証は経過措置として令和7年12月1日まで使用できますが令和7年12月2日以降使用できなくなります。**

（令和7年12月2日以降、健康保険証は無効となりますので返却は不要です。  
ただし、令和7年12月1日までに資格を喪失する場合は返却が必要です。）

令和7年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には「資格確認書」が必要となります。

マイナ保険証をお持ちでない方には、当組合から「資格確認書」を交付します。

※ご本人からの申請は不要です。

### **対象者**

現在、健康保険証をお持ちの加入者で、令和7年7月31日時点でマイナ保険証をお持ちでない（マイナンバーカードを作っていない、返納した、電子証明書の有効期限が切れている、健康保険証の利用登録をしていない、当組合にマイナンバーを提出していない等）方。

### **送付時期**

令和7年10月下旬までに順次、事業所あてに送付します。

◎お手元に「資格確認書」が届いた時点で、マイナ保険証の利用ができる方は、大変お手数ですが、事業所を通じて当組合までご返却ください。また、有効期限内に資格を喪失した場合にも返却が必要です。

◎マイナ保険証で医療機関等を受診することにより、自身の健康・医療データに基づくよりよい適切な医療を受けられます。

また、各種手続きを便利・簡単にできますので、マイナ保険証のご利用をお願いします。

## 資格確認書が届いた加入者様へ

令和7年12月2日以降、お手元の健康保険証が利用できなくなるためマイナ保険証をお持ちでない方に「資格確認書」を交付します。次の①、②をご確認ください。



### ① 資格確認書とは・・

- ・ 資格確認書は医療機関等でマイナ保険証による保険資格の確認ができない状況にある方に対して、有効期限を定めて交付するものです。

【マイナ保険証での資格確認が基本であるため、資格確認書での資格確認は例外的な位置づけです。】

#### マイナ保険証による資格確認ができない状況にある方（資格確認書の交付対象者）の例

|                                    |                    |                             |
|------------------------------------|--------------------|-----------------------------|
| マイナンバーカードを作っていない方                  | マイナンバーカードを返納した方    | マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方 |
| マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていない方 | マイナンバーカードを紛失・き損した方 | マイナンバーカードの更新中の方             |
| マイナ保険証による受診には第三者（介助者など）のサポートが必要な方  |                    |                             |

- ・ マイナンバーカードを返納した方など将来的にマイナ保険証を使う予定がない方を除き、有効期限内にマイナ保険証への切り替え手続きをお願いします。

※マイナ保険証への切り替え  
手続きのご案内は、こちらから ▶



### ② 取扱いにあたっての留意点

- ・ 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を記載してください。
- ・ 保険医療機関等で診療を受けるときは、窓口で提示してください。（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、高齢受給者証を添えてください。
- ・ 退職等により資格を喪失したとき、又は被扶養者でなくなったときは、5日以内に資格確認書を事業主に提出してください。ただし、任意継続被保険者の方は、健康保険組合へ直接届出してください。
- ・ 氏名などに変更があったときは、届出に資格確認書を添付のうえ、直ちに事業主を経由して届出してください。ただし、任意継続被保険者の方は、健康保険組合へ直接届出してください。
- ・ 資格確認書を紛失・き損したときは、『健康保険 資格確認書再交付申請書』を直ちに事業主を経由して、健康保険組合へ届出を行い、資格確認書の再交付をうけてください。
- ・ 不正に資格確認書を使用した場合、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあります。
- ・ マイナ保険証への切り替えがお済みの方は、事業主を経由して返却してください。ただし、任意継続被保険者の方は、健康保険組合へ直接返却してください。

# マイナ保険証を 使ってみませんか？

※マイナ保険証＝健康保険証利用登録したマイナンバーカード



## マイナンバーカードで受診するメリット

### 安心 よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。  
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。  
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

### 便利 各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。  
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

## マイナンバーカードで受診するための準備

### 1 マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得

#### 申請

※以下から選択

- 1    
スマホから パソコンから  
オンライン申請
- 2   
証明写真機から
- 3   
郵送

#### 受け取り

- ① ハガキが届く
- ② 受け取りに行く



#### 詳しくはこちら



マイナンバーカード  
総合サイト

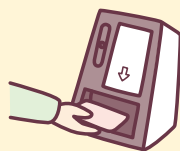
2へ

### 2 マイナンバーカードをお持ちの方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です。 ※以下から選択

#### 医療機関で

- ☒ 医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーから申し込めます



#### スマホから

- ☒ 下記3つを準備
- ① マイナンバーカード
  - ② マイナンバーカード読取対応のスマホ
  - ③ アプリ「マイナポータル」のインストール

マイナポータル



iPhone



Android

- STEP1 「マイナポータル」を起動する。
- STEP2 「申し込む」をタップする。
- STEP3 利用規約等に同意する。
- STEP4 マイナンバーカードを読み取る。

#### セブン銀行ATMで

- ☒ 必要なものはマイナンバーカードのみ！

#### ATM画面

マイナンバーカードでの手続き

健康保険証  
利用の申込み



### 3 電子証明書の更新をお忘れの方は市区町村の窓口へ

電子証明書の有効期限が切れても、お住まいの市区町村窓口で手続きを行うことで再発行できます。